

佐賀県環境影響評価条例の対象事業

事業の種類		環境影響評価条例	(参考) 環境影響評価法	
			第1種事業	第2種事業
1 河川	ダム	貯水面積35ha以上	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上
	堰	湛水面積35ha以上	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上
	放水路	土地改変面積35ha以上	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上
2 土地区画整理事業		面積35ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
3 新住宅市街地開発事業		面積35ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
4 新都市基盤整備事業		面積35ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
5 流通業務団地造成事業		面積35ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
6 宅地その他の用地の造成事業 ※ 1		面積35ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
7 スポーツ・レクリエーション施設		面積35ha以上 (ゴルフ場 面積20ha以上)	—	—
8 岩石・砂利等の採取場		面積35ha以上	—	—
9 鉱物の採掘場		面積35ha以上	—	—
10 埋立て・干拓		面積17.5ha以上	面積50ha超	面積40ha以上
11 飛行場		滑走路長875m以上	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上
12 道路	(高速自動車国道)	—	すべて	—
	一般国道	4車線以上・3.5km以上	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km以上
	県道・市町道・農道	4車線以上・3.5km以上	—	—
	林道	幅員6.5m以上・7km以上	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km以上
13 鉄道・軌道	(新幹線鉄道)	—	すべて	—
	鉄道・軌道	長さ3.5km以上	長さ10km以上	長さ7.5km以上
14 工場・事業場		排ガス量15万Nm ³ /時以上 又は排水量1万m ³ /日以上	—	—
15 下水道終末処理場		排水量1万m ³ /日以上	—	—
16 発電所	水力発電所	出力1万kW以上	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上
	火力発電所	出力5万kW以上	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上
	地熱発電所	出力3.5千kW以上	出力1万kW以上	出力7.5千kW以上
	(原子力発電所)	—	すべて	—
	風力発電所	出力3.5千kW以上 ※ 2	出力5万kW以上	出力3.75万kW以上
17 廃棄物処理施設	し尿処理施設	処理能力100kL/日以上	—	—
	ごみ焼却施設	処理能力100t/日以上	—	—
	廃棄物最終処分場	面積10ha以上	面積30ha以上	面積25ha以上
○港湾計画		埋立て・掘込みの面積の 合計100ha以上	埋立て・掘込みの面積の合計300ha以上	

※ 1 「2 土地区画整理事業」、「3 新住宅市街地開発事業」、「4 新都市基盤整備事業」、「5 流通業務団地造成事業」以外の住宅団地、工業団地、別荘団地、農用地などの造成の事業が対象。

※ 2 海岸線から1キロメートルを超える海域に設置するものを除く。

(注) 詳細は、佐賀県環境影響評価条例施行規則別表第1及び環境影響評価法施行令別表第1をご覧ください。